

市民課関係手数料一覧表（合志市手数料徴収条例 条例第 56 号より抜粋）

項	区分	金額	
1	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1 通につき 450 円	
2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円	
3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1 通につき 750 円	
4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 450 円	
5	戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円)	
6	戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料	書類 1 件につき 350 円	
7	住民基本台帳に係る手数料	住民票の写し	1 件につき 300 円
		閲覧	1 件につき 300 円
		記載事項証明	1 件につき 300 円
		住民基本台帳カード	1 件につき 500 円
8	戸籍附票の写しに係る手数料	1 件につき 300 円	
9	外国人登録に関する証明手数料	1 通につき 300 円	
10	印鑑登録に係る手数料	新規登録	1 件につき 300 円
		改印による登録	1 件につき 500 円
		登録証亡失等による登録	1 件につき 500 円
		証明	1 件につき 300 円
11	自動車の臨時運行の許可	1 両につき 750 円	
12	その他の証明手数料	1 件につき 300 円	